

## 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年5月18日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

### 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 リップス旭岡26街区

所在地 長岡市上条高畠地区画整理事業地内26街区

設置者 高野不動産株式会社

### 2 届出の概要及び公告目

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の変更）に関する届出

公告日 平成30年1月5日

### 3 意見の概要

#### (1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

#### (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

### 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

### 5 縦覧期間

平成30年5月18日から平成30年6月18日まで